

# 議会運営委員会報告書

令和2年6月23日

備前市議会議長 守井 秀龍 様

委員長 土器 豊

令和2年6月23日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

## 記

- 1 発議第5号 備前市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例の制定について



## 議会運営委員会記録

招集日時	令和2年6月23日（火）		予算決算審査委員会閉会后	
開議・閉議	午後3時07分	開会	～	午後3時11分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午後3時07分 開会

○土器委員長 皆さん、御苦勞さまです。

ただいまの御出席は6名です。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

発議第5号について、事務局より説明させます。

○坂本庶務調査係長 お手元の備前市条例第10号備前市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例ということであります。

今回の一部改正は、「附則に次の1項を加える。」という改正です。令和2年度における政務活動費の額の特例、3「令和2年6月から令和3年3月までの間における政務活動費の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、月額1万5,000円とする。」という改正になります。つまり、6月から3月の10カ月間において、月額2万5,000円が1万5,000円ということで、毎月1万円、10カ月間減額するということで、トータル10万円を減額するという改正になっております。

○土器委員長 説明が終わりました。何か皆さんのほうで意見等ございませんか。

よろしいですか。

○中西委員 これで何ら異論はないんですけども、参考までに1つお伺いをしたいんですけど、これは時限立法みたいな特例になりますよね。そうなった場合に、例えば令和3年3月、つまり令和3年4月になると、この特例というのは消えてしまうんでしょうか、それとも特例としてこれは残るんでしょうか。

○坂本庶務調査係長 基本的には、附則の中でこれはずっと残るものとなります。例えばいろんな手続上でこの令和2年度の政務活動費について調査等があった場合、この条例の記載がないと、20万円だったということがわかりませんので、基本的には附則の中でずっと残るというものになります。

それから、1点、追加で御説明いたします。

6月26日金曜日の本会議終了後、各新聞社に向けてプレス発表をさせていただきたいと思っております。それから、山陽新聞の記者には、議運の委員長から説明させてほしいということで、時間をいただくように調整をしております。よろしく願いいたします。

○土器委員長 ほかの方ではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで提出をいたします。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午後3時11分 閉会